

第5回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成17年11月4日（金）午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀地方裁判所長）
岡田 健（佐賀地方裁判所唐津支部長）
河野眞佐徳（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
西田富子（佐賀県翼の会会員）
西村淳子（佐賀県商工会連合会会員）
馬場三恵子（佐賀市総務部総務課参事男女共同参画室長）
藤川謙二（佐賀県医師会医師）
前田和馬（佐賀県弁護士会所属弁護士）
壬生隆明（佐賀地方検察庁次席検事）

② 家裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀家庭裁判所長）
稲田繁生（アバンセ顧問）
太田善康（佐賀家庭裁判所判事）
富安久美子（佐賀県PTA連合会副会長，母親委員長）
富吉賢太郎（佐賀新聞社論説委員長）
西村朗太（佐賀地方検察庁検事）
本多俊之（佐賀県弁護士会所属弁護士）
吉木靖範（佐賀県公民館連合会長）

(2) 事務担当者

木原地裁事務局長，中島家裁事務局長，丸野地裁総務課長，高尾家裁総務課長（庶務）

4 議事

- (1) 委員長あいさつ（池田委員長）
- (2) 西村淳子委員，壬生隆明委員，富安久美子委員自己紹介
- (3) 協議

① 裁判員制度公開模擬裁判の説明

木原局長より，10月6日（木）に佐賀地方裁判所で行われた裁判員制度公開模擬裁判の概要について説明があった。

② 意見交換

（文中，○は非法曹委員，●は法曹委員の発言である。）

○（模擬裁判において裁判員役となった委員）当初は，裁判中終始冷静で，客観的に判断できるか不安だった。しかし，冒頭の裁判長の説明で，自分がこう思うと発言しても，他の裁判員の意見を聞いてそれが正しいと思ったときは見方を変えてもよい，という話があり，安心して緊張が解けた。

評議については時間が足りなかった。裁判員全員が納得できるまで話し合える時間を取ってもらいたい。

○（同）当初は不安だったが，裁判官のリードがよくリラックスできた。

用語が難しいのではないかと心配したが，難しさを感じず，自分でも分かる内容だった。また，机の前のモニターに説明が出ていたので，聞き違いなく理解できた。

評議の際の量刑については，判断の基準が分からず時間も足りなかった。

嬉しかったのは多くの傍聴人が最後まで帰らなかったことで，裁判員制度への関心の高さを感じた。

○（同）当初は緊張したが，裁判長がリラックスするために体操を取り入れるなど配慮を感じた。他の人の意見を聞いて考えを変えてもいい，と言われたこともよかった。

裁判官，検察官，弁護士ともに要点をモニターに映したりプリントにして配布するなどして，裁判員が考えやすい手だてをしていた。

○（模擬裁判を傍聴した委員）アンケート結果にも，「だれが裁判員になるかで量刑が変わるのではないか。」とか，「見た目の印象で刑が決まりそうで怖い。」といった意見がある。人を裁くことは難しいことだと思う。制度がスタートするに当たり，みんなが自分のこととして身近に感じるこ

とが大切だ。今回の模擬裁判は第1回としては効果があったと思う。

裁判というと別世界のイメージがあるが、思ったほど難解ではなかった。

- 国民の7割が参加したくないと言っている一方で、国民の義務でもある。このギャップをどう埋めていくかが広報の拠点となる。

犯罪の内容が高度化していくなかで、素人がどこまでやれるか疑問がある。数年で国民の理解を得ることはなかなか難しい。

- 企業のリーダー等の理解がないと、働いている人は裁判員として出て来られない。人を雇用する立場の人の意識改革が必要だ。
- (模擬裁判において裁判員役となった委員) 今回裁判員役となって、周囲から、「テレビに出ていたね。」という反応より、模擬裁判の状況を聞かれることの方が多かった。意外と一般の人も裁判員制度に関心があることを感じた。

- 関心があることと裁判員をやるかどうかは別であり、関心を高めるだけでは足りない。

- 裁判員役を務めた委員会委員3人は、委員会を通じて制度に対する認識もあったが、他の3人の裁判員役はどうだったのか。

- 残り3人のうち、2人は新聞社の記者、1人は大学生で、いずれも制度に関心がある人ではあったが、司法関係者以外の人を裁判員役にしての模擬裁判であることに意味があったと思う。本番では、まず裁判員の緊張を解くことが大事になる。

- 裁判員裁判の法廷でもテレビや写真撮影はあるのか。

- 撮影についてはいろいろ配慮しないといけないことがあり、これから検討されることになるだろう。

- 模擬裁判の際に行った傍聴人へのアンケートでは、殺意があると答えた人が16人、ないと答えた人が11人であり、これは微妙な数字だと思う。

裁判員制度では、自分の最初の意見にこだわらずにいろいろな感覚を出し合うことが真実に近づくことになるのであり、市民には、自分を丸ごと出してもらえばいい、と宣伝すればよいのではないか。それが市民感覚を取り入れることになる。例えば、殺意がある、ないの他に、分からない、という意見も自由に出してもらえばいいのであり、裁判官にもそのような

リードをしてもらいたい。

また、例えば被告人と検察官側の証人の話を聞いて、どちらが本当かの印象だけで有罪、無罪を決めるのではなく、あくまで検察官が起訴した事実が裏付けられるかどうかを基準であり、話を聞いて被告人の方が怪しいから有罪、といった決め方は避けてもらいたい。

- （模擬裁判において裁判員役となった委員）今回の模擬裁判では裁判官のリードがよく、自由に意見が言えた。人に聞かれても、裁判官からこうしなさいと言われたのではなく、自分の意見を出せた、と説明できた。
- 専門的な知識の必要性を感じたか。
- （同）感じなかった。普通で感覚で意見が言えたので、他の人でもやれると思った。
- （同）今回の裁判員役は裁判所に来たことがある人ばかりだが、実際に裁判員になるのはほとんどが裁判所に来たことがない人ばかりであり、そういった人を裁判員役に揃えて模擬裁判を行った方が実態に近づけると思う。
- （同）裁判傍聴をしていた経験が有効だった。
- 殺意を争うような事件では、やはり2、3年はかかってしまい、その間同じメンバーで裁判員をしないといけないと考えると、だれにでもできる、というのは少し認識が甘いのではないか。
- 裁判員制度が導入されれば、裁判に2、3年もかけることはできない。今回模擬裁判で取り上げたのは中規模の否認事件だが、現在でも4回程度で終わる事件であり、裁判員制度が導入されればもっと短くなる。ある程度の事件でも3、4回で終わることを想定し、まずは争点や証拠を絞り込むようにすることが重要であり、今後運用を検討していくことになる。
- 本当に忙しい人は裁判員として来ることができるのかと考える。途中で替わることもできるのか。
- その人がいないと成り立たない仕事に就いている人などは、辞退できることになっている。
- 制度をPRすることは大切だが、だれにでもできる、という考えで本番になれば、一般の人は来て苦勞すると思う。大変な役割だということを認識させておかないといけない。

○ 日本の制度はこういうものだという教育で、小さいころから認識を持つことが必要だ。その意味で、11月13日の裁判員制度フォーラムには学校からも来てほしい。

● 模擬裁判ではほとんど殺人未遂の事案が取り上げられているが、大きな事件を考えると果たして対応できるか不安がある。模擬裁判を3日連続で行う、裁判員役をくじ引きで選出して行う、死刑も検討しなければいけない、被害者が複数いるような殺人事件を取り扱うなどしてみてはどうか。

○ 死刑も検討しなければいけないことなど、一般の国民は心の準備が全くできていない。見切り発車して国民の負担となるのではないか、不安を感じる。

○ 裁判員役を通常の手続どおりに選出して模擬裁判を実施し、その人達がどういう反応をするのか検討してみる必要がある。

● まずは普通の事件をきちんとやれることが大事である。そして、制度導入がスムーズにいくよう、現在努力しているところである。裁判所を国民に身近なものにするには、裁判員制度が一番よい制度だと考えている。

③ 裁判員制度広報についての説明

木原局長より、現在裁判所が行っている裁判員制度広報についての説明があった。

また、所長より、11月2日から行われているインターナショナル・バルーンフェスタでの広報活動、11月13日に行われる裁判員制度全国フォーラム in 佐賀についての説明があった。

④ 意見交換

○ 裁判所は縁遠い所なので、まずは中学1年、高校1年の時に、必ず裁判所に出向いて裁判を見せるなど、裁判を実体験させることはどうか。感性が豊かな時に見せて、そのことを家族と話をすることなどで、犯罪防止にもつながる。

○ 裁判所は忙しくて外には出て行かないが、各地区の公民館では講師探しに苦労している。そのような場を利用してはどうか。

○ アバンセの生涯学習で、裁判員制度を組み入れてほしいと要望した。話がくれば是非行ってほしい。

- もっとインターネットの活用を考えるべきだ。
- 経営者協会，経済団体が無関心，無理解だとはいかない。
- 裁判員に経営者になる可能性もあれば，社員になる可能性もある。そういう組織では，内部の研修会があるので，そこに講師を派遣して説明してもらおうとよい。私としても，関係する部署に話をしておきたい。
- 佐賀の法人会で裁判員制度を取り上げてもらってはどうか。
- 裁判員としての出頭について，就業規則に入れさせるよう，国会で決める必要がある。

5 次回の予定

(1) 日程

平成18年5月16日（火）午後1時30分

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会，家裁委員会合同で，「裁判所における窓口相談業務」について意見交換を行う。